

## 建築確認・適合性判定時の手続きの流れ

- 建築主は、建築確認に際し、所管行政庁又は登録省エネ判定機関の省エネ基準への適合性判定を受け、適合判定通知書を建築主事又は指定確認検査機関に提出することが必要。
- 所管行政庁又は登録省エネ判定機関は、平面図・機器表等の設計図書や省エネ計算書等により、計画が省エネ基準に適合するかどうかを判定。
- 建築主事又は指定確認検査機関は、確認審査時には次の3点を審査。
  - ① 省エネ基準適合義務対象かどうか
  - ② 適合判定通知書が提出されているかどうか
  - ③ 確認申請書と計画書が整合しているかどうか

